第九十条	同条第一項	法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の十一第一項
第九十二条	第三十条の二十四第二号	第三十条の二十六において準用する令第三十条の二十四第二号
	対する	対する法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第九十三条	厚生労働大臣が	厚生労働大臣が法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第九十四条第二項	労働金庫等が	労働金庫等が法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第九十四条第二項第四号ロ	記載された	記載された法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第九十四条第二項第五号	その他	その他法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第九十五条	厚生労働大臣は、	厚生労働大臣は、法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
	前条第二項第一号に掲げる書類（	前条第二項第一号に掲げる書類（法第三十四条の十五第二項において準用する
第九十六条	厚生労働大臣が	厚生労働大臣が法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する

［節を加える。］

第二節　共同化措置実施計画の認定等

（共同システム）

第九十六条の五　法第三十四条の十六第一項に規定する金融機関等の業務の合理化に資するものとして主務省令で定めるものは、三以上の金融機関等グループ（金融機関等（銀行等を子会社（銀行法第二条第八項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十三条の二第二項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第三十二条第六項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条第一項、労働金庫法第三十二条第五項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第四項、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二第二項又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律